

新旧対照表

【日韓共同開発区域において天然資源を探索し採掘するために必要な装置等の取扱いについて（昭和 55 年 6 月 13 日蔵関第 676 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 1. 装置等に該当する貨物の取扱い</p> <p>2. 装置等を共同開発区域に搬入する場合の手続</p> <p>本邦の保税地域又は関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 30 条第 1 項第 2 号の規定により税関長が指定した場所（以下「保税地域等」という。）にある外国貨物を装置等として使用するため共同開発区域に搬入する場合には、当該貨物を保税地域等から共同開発区域に向けて搬出する際、当該貨物が装置等に該当するかどうか税関の認定を受けさせるものとし、その取扱いは次による。</p> <p>なお、上記の貨物以外の貨物については、共同開発区域への搬入に際して認定の手続及び関税法第 67 条に規定する輸出又は輸入の手続を要しない。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 搬出等の手続</p> <p>イ 上記(1)により認定を受けた装置等を保税地域等から搬出する場合には、当該装置等に係る認定書を関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）<u>34-1</u>の(1)のロの(イ)に規定する「許可書、承認書又は届出書」として取り扱う。</p> <p>ロ及びハ （省略）</p>	<p>第 1. 装置等に該当する貨物の取扱い</p> <p>2. 装置等を共同開発区域に搬入する場合の手続</p> <p>本邦の保税地域又は関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 30 条第 1 項第 2 号の規定により税関長が指定した場所（以下「保税地域等」という。）にある外国貨物を装置等として使用するため共同開発区域に搬入する場合には、当該貨物を保税地域等から共同開発区域に向けて搬出する際、当該貨物が装置等に該当するかどうか税関の認定を受けさせるものとし、その取扱いは次による。</p> <p>なお、上記の貨物以外の貨物については、共同開発区域への搬入に際して認定の手続及び関税法第 67 条に規定する輸出又は輸入の手続を要しない。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 搬出等の手続</p> <p>イ 上記(1)により認定を受けた装置等を保税地域等から搬出する場合には、当該装置等に係る認定書を関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）<u>34 の 2-1</u>（保税地域における事務処理手続）の(1)のロの(イ)に規定する「許可書又は承認書」として取り扱う。</p> <p>ロ及びハ （同左）</p>